

**SBI証券の約款・規程集 新旧対照表（平成29年10月7日）**

（下線部分変更箇所）

新	旧
<p><b>第14章 投資信託積立約款</b></p> <p>（払込方法）</p> <p>第4条 お客様は、指定投資信託の買付にあたって、あらかじめ<u>指定投資信託申込日（以下「申込日」といいます。）</u>を指定し、買付金額を設定するものとします。買付金額（以下「払込金」といいます。）は、証券総合口座の預り金（MRF 受益証券の自動換金を含む）又は信用取引保証金から振替える方法により払い込まれるものといたします。なお、1銘柄あたりの払込金の最低額及び単位等は、選定投資信託毎に別途当社が定めるものとします。</p> <p>（指定投資信託の買付）</p> <p>第5条 お客様は、あらかじめ指定する申込日に、指定投資信託の払込金をもって指定投資信託の買付を行うよう指示します。<u>（約定日は、投資信託により異なります。）</u></p> <p>2 当社は前項の指示に基づき、申込日の前営業日の翌日の当社が定める時間に当社が計算した買付可能金額（以下「買付余力」といいます。）の確認を行った後、指定投資信託の買付注文の発注を行います。 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、当該申込日にかかる指定投資信託の買付注文の発注は行わないものとします。 (1) 申込日が当社の定める営業日でない場合。 この場合、翌営業日を申込日として取扱うものとします。 (2) 指定投資信託の買付に必要な買付余力が不足している場合。 (3) 買付余力の確認時において、転居先不明等の理由により、<u>お客様の投資信託の取引を含む金融商品取引が停止されている場合。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>第1項及び第2項の申込日が、委託会社により指定投資信託の申込不可日に定められている場合、当初申込日の前営業日の翌日に買付注文の発注を行います。また、指定投資信託の委託者が申込日における買付注文の受付を中止又は取り消した場合、当社は、当初申込日の翌日に指定投資信託の買付注文の発注を行います。</u></p> <p>5 (略)</p>	<p><b>第14章 投資信託積立約款</b></p> <p>（払込方法）</p> <p>第4条 お客様は、指定投資信託の買付にあたって、あらかじめ<u>毎月の買付金額を設定するものとします。またお客様の設定により、決められた月における、毎月の買付とは別の買付を加えることができるものとします。</u>買付金額（以下「払込金」といいます。）は、証券総合口座の預り金（MRF 受益証券の自動換金を含む）又は信用取引保証金から<u>毎月及びお客様が別に設定された月に振替える方法により払い込まれるものといたします。</u>なお、1銘柄あたりの払込金の最低額及び単位等は、選定投資信託毎に別途当社が定めるものとします。</p> <p>（指定投資信託の買付）</p> <p>第5条 お客様は、あらかじめ<u>指定投資信託申込日（以下「申込日」といいます。）</u>を指定するものとし、<u>当該申込日に、指定投資信託の約定日（約定日は、投資信託により異なります。）</u>に払込金をもって指定投資信託の買付を行うよう指示します。</p> <p>2 当社は前項の指示に基づき、申込日の前営業日の翌日の当社が定める時間に当社が計算した買付可能金額（以下「買付余力」といいます。）の確認を行った後、指定投資信託の委託者に対して買付注文の発注を行います。 ただし、次の各号のいずれかに該当している場合、当該申込日にかかる指定投資信託の買付注文の発注は行わないものとします。 (1) 申込日が当社の定める営業日でない場合<u>及び委託会社により指定投資信託の申込不可日に定められている場合。</u>なおこの場合は、翌営業日を申込日として取扱うものとします。 (2) 当社が定める時間に、<u>買付余力の確認を行った結果、指定投資信託の買付に必要な買付余力が不足している場合。</u> (3) 買付余力の確認時において、転居先不明等の理由により投資信託の取引を含む金融商品取引が停止されている場合。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 指定投資信託の委託者が申込日における買付注文の受付を中止又は取り消した場合、当社は、原則として、委託者が買付注文の受付を再開した日以降、速やかに委託者に買付注文の発注を行うものとします。但し、<u>買付注文の受付が中止となる期間が長期に渡る場合など、当社が注文の発注が適当ではないと判断したときは、買付注文を失効させていただく場合があります。</u>なお、この場合には、当社はお客様に遅滞なく通知するものとします。</p> <p>5 (略)</p>

<p>(その他) 第 11 条 当社はこの契約に基づいてお預かりした金銭 に対しては、いかなる事由によっても利息その 他の対価をお支払いいたしません。</p> <p>2 「<u>非課税上場株式等管理及び非課税累積投資 に関する約款</u>」に規定するつみたてNISA(累 積投資勘定)による公募株式投資信託のお取 引については、販売及び解約に係る手数料、 <u>並びに取引口座の管理、維持等に係る口座管 理料はいただいております。</u></p> <p><u>3</u> (略) <u>4</u> (略)</p> <p>(平成 29 年 10 月)</p>	<p>(その他) 第 11 条 当社はこの契約に基づいてお預かりした金銭 に対しては、いかなる事由によっても利息その 他の対価をお支払いいたしません。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> (略) <u>3</u> (略)</p> <p>(平成 29 年 9 月)</p>
--	---

以上